

司法書士

---

30分で学習成果をチェック！オンライン確認テスト  
第2回 物権  
解答

---

れっく **LEC** 東京リーガルマインド



0 001912 230509

SL23050

## 解答

- |           |   |           |   |
|-----------|---|-----------|---|
| ①平14-8-エ  | ○ | ⑭平13-8-3  | × |
| ②平元-5-1   | ○ | ⑮平29-9-ア  | ○ |
| ③平27-7-ア  | ○ | ⑯平4-11-イ  | × |
| ④平4-15-ア  | × | ⑰平30-10-オ | × |
| ⑤平4-14-ア  | × | ⑱平8-10-2  | × |
| ⑥平4-14-イ  | × | ⑲平8-10-5  | ○ |
| ⑦平7-16-ウ  | × | ⑳平19-10-エ | ○ |
| ⑧平16-11-イ | × | ㉑平2-17-ア  | ○ |
| ⑨平13-7-ア  | ○ | ㉒平28-10-1 | × |
| ⑩平17-9-エ  | × | ㉓平31-6-オ  | × |
| ⑪平4-17-エ  | ○ | ㉔平2-4-2   | × |
| ⑫平31-8-ア  | ○ | ㉕平16-10-5 | × |
| ⑬平13-8-2  | ○ |           |   |

## 解答・解説集（一部）

※登録するとこちらのダウンロードも可能になります。

<p>①平14-8-エ（平29-8-オ，令3-7-ア） A所有の土地上に不法に建てられた建物の所有権を取得し，自らの意思に基づきその旨の登記をしたBは，その建物をCに譲渡したとしても，引き続きその登記名義を保有する限り，Aに対し，自己の建物所有権の喪失を主張して建物収去土地明渡しの義務を免れることはできない。</p>	<p>正誤 ○ 解説 他人の所有地に不法に立てられた建物の所有権を取得した者が ① 自らの意思に基づき登記をし ② 当該建物を譲渡した場合 ② 引き続きその登記名義を保有する限り， 土地所有者に対し，自己の建物所有権の喪失を主張して建物収去土地明渡しの義務を免れることはできない。 根拠 最判平6.2.8，最判昭35.6.17参照</p>
<p>②平元-5-1（平8-15-2，平26-7-オ） 所有権に基づく物権的返還請求権は，時効により消滅することがない。</p>	<p>正誤 ○ 解説 所有権は消滅時効にかからない。したがって，所有権から導かれる物権的返還請求権も時効消滅しない。 根拠 大判大5.6.23</p>
<p>③平27-7-ア（平10-14-ウ，平18-6-ウ） Aがその所有する甲建物をBに売り渡し，その旨の所有権の移転の登記をした後，Bは，甲建物をCに転売してその旨の所有権の移転の登記をした。 その後，AがBの強迫を理由にA B間の売買契約を取り消した場合，Aは，Cに対し，甲建物の所有権を主張することができる。</p>	<p>正誤 ○ 解説 強迫を理由とする取消しについては第三者保護規定はない。 根拠 大判昭10.11.14参照</p>
<p>④平4-15-ア（平18-6-イ，平27-7-イ） Aはその所有の土地をBに売却し，所有権移転登記後に，Bの詐欺を理由として売却の意思表示を取り消したにもかかわらず，Bがその土地をCに転売し，その所有権移転登記をした場合でも，Aは土地の所有権をCに主張することができる。</p>	<p>正誤 × 解説 取消後の第三者の事例では，取消しの相手方から取消権者及び第三者に二重譲渡がされたものとして，177条を適用する。 根拠 大判昭17.9.30参照</p>
<p>⑤平4-14-ア（平9-10-1，平14-6-オ） 甲不動産を所有していたAが死亡し，B及びCがその共同相続人である。Bが甲不動産につき単独相続の登記をした上，その後これをDに売り渡して所有権移転の登記をした場合には，CはDに対して自己の持分を主張することができない。</p>	<p>正誤 × 解説 Bは，Cの持分については無権利者であり，Bの地位を特定承継したDも所有権を取得するという事実はあり得ず，Cの持分については無権利者である。 根拠 最判昭38.2.22</p>

**れっく LEC** 東京リーガルマインド

著作権者 株式会社東京リーガルマインド

(C) 2023 TOKYO LEGAL MIND K. K. , Printed in Japan

無断複製・無断転載等を禁じます。

SL23050